

第 11 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年11月16日(木) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋・3 下井 弘・4 田村 明
5 若林 卓哉・8 喜多 義幸・9 竹尾 泰・12 平松 崇己
13 横山 光次・19 太田 義政・21 坂野 大徹・23 水谷 隆
以上12名

欠席委員 10 田中 茂人、11 清水 喜代己

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹

議事録署名者 12 平松 崇己・13 横山 光次

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第5号 買受適格証明願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
議案第7号 非農地証明願について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第11回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、10番 田中 茂人委員、11番 清水 喜代巳委員の2名
 で、出席委員は12名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 12番 平松 崇己委員、13番 横山 光次委員よろしくお願いします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから5ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から番号19で、件数は19件、合計面積は63,186㎡で、その
 内訳は田が62,856㎡で畑が330㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
 約したものであります。
- 6ページから13ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から15で、件数は15件、合計面積は56,344㎡で、その内訳
 は田が48,581㎡、畑が7,763㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります
 ますので、届出人に対して指導しております。
- 14ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権
 移転）、でございます。
 番号1 駐車場用地
 番号2 駐車場及び休憩所用地
 番号3 一般個人住宅用地
 番号4、番号5 駐車場用地
 以上、件数は5件、合計面積は4,568㎡で、田が3,445㎡で畑が1,
 123㎡でございます。
- 15ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借
 権）、でございます。
 番号1 太陽光発電施設用地
 以上、件数は1件、合計面積は9,201㎡で、すべて田でございます。

16ページをお願いします。

報告第5号 買受適格証明願について、でございます。

番号1から番号3 分譲用住宅用地

これにつきましては、三重県地方税回収機構が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数は3件、合計面積は948㎡ですべて畑でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、17ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 神戸、申請地 神戸平田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 981㎡ 外1筆、合計面積 2,099㎡、受人 ____、面積 17,745㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労働力不足による営農縮小のためです。

番号2、地区 神戸、申請地 神戸西垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 42㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号3、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本北豊久野____、登記地目・現況地目とも田、面積 363㎡ 外1筆、合計面積 2,015㎡、受人 ____、面積 4,375㎡、渡人 ____。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号4、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興____、登記地目・現況地目とも田、面積 526㎡、受人 ____、面積 6,819㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足による営農縮小のためです。

番号5、地区 高宮、申請地 美里町足坂中之垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 145㎡ 外1筆、合計面積 389㎡、受人 ____、面積 3,547.61㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号6、地区 安濃、申請地 安濃町内多見泥____、登記地目・現況地目とも畑、面積 22㎡、受人 ____、面積 4,894㎡、渡人 ____。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

18ページをお願いします。

番号7、地区 明合、申請地 安濃町野口長岨____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,877 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町野口黒石____、登記地目・現況地目とも田、面積 337 m² 外1筆、合計面積 743 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,440 m² 外1筆、合計面積 2,491 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 明合、申請地 安濃町野口北興____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,711 m² 外2筆、合計面積 5,222 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

これら、番号7から番号10までの企業の農地取得については、申請書から農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしていることが確認できたことから、農地取得について特に問題ないものと考えます。

番号11、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森____、登記地目・現況地目とも畑、面積 191 m²、受人 ____、面積 9,422 m²、渡人 ____。

譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

この案件につきましては、議案第4号にて、交換対象となる土地についてご審議いただくことになります。

19ページをお願いします。

番号12、地区 香良洲、申請地 香良洲町野中____、登記地目・現況地目とも畑、面積 980 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農の為のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は12件、面積は16,597 m²で、このうち田が12,340 m²、畑が4,257 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地

域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。11月8日に推進委員の方、事務局と現地確認をしました。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 辰水、番号5地区 高宮、お願いします。

横山委員 13番横山です。清水委員欠席のため代弁させていただきます。推進委員さんと現地確認をさせていただいて、問題ないということで、4番、5番同じです。よろしくお願いします。

議 長 番号6、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号7から番号10まで、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。前月も同じ案件がありまして、ブルーベリーをつくるために畑を買っていらっしゃるということで、問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号11、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番横山です。推進委員さんと事務局も同行して現地確認させていただき、何も問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号12、地区 香良洲、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認しまして、問題なしということです。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号12について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。

	皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 1 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号 1、地区 明合、申請地 安濃町野口北興_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 6 5 4 m²、借受人 _____、面積 0 m²、貸渡人 _____。 借受理由は、新規営農のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 この案件につきましては、賃借人が適正な営農を行っていないとなった時に契約を解除できる、解除条件付きの賃貸借契約書が添付されております。 以上、件数は 1 件、合計面積は 1, 6 5 4 m²で、すべて田でございます。 この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 明合、お願いします。
平松委員	12 番平松です。1 号議案と同じ、ここでブルーベリーを栽培するため、この方は 20 年契約ということで、問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	番号 1 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 2 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局	21ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 神戸、申請地 神戸与市垣内____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 320㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。 昭和42年頃に農業用倉庫を建て、平成2年頃に米の保管庫を建てた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 60㎡ 外2筆、合計面積 1,091㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を山林及び住宅用地とするものです。 昭和48年頃に申請者の先代が杉と檜の苗を植え植林した旨と平成12年頃に自宅への進入路を拡張するために通路を設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、面積は1,411㎡で、すべて畑でございます。 いずれの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 神戸、よろしくお願いします。
小澤委員	1番小澤です。11月8日に推進委員の方、事務局と現地を確認しました。何も問題ありませんので、よろしくお願いします。
議長	番号2、地区 辰水、お願いします。
横山委員	13番横山です。清水委員欠席のため代弁させていただきます。推進委員の方と確認して、問題ないということで、よろしくお願いします。
議長	番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いた

します。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

22ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 城山三丁目____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,267㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、496.2㎡、パネル設置率は、メンテナンススペースを設置することから39.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出本郷町閑成____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,056㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、465.18㎡、パネル設置率は、44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、申請地 神戸切田____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 240㎡ 外2筆、合計面積 464㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

昭和58年頃より資材置場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 櫛形、申請地 安東町木若____、登記地目・現況地目とも畑、面積 979㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.5㎡、パネル設置率は、44.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目・現況地目とも田、面積 112㎡ 外1筆、合計面積 217㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を駐車場、資材置場用地とするものです。

令和5年8月30日から駐車場用地として使用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町久知野古里____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 138㎡ 外1筆、合計面積 220㎡、受人____

____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場、進入路用地とするものです。

平成28年8月頃から駐車場と進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

23ページをお願いします。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本眞虫谷____、登記地目 田、
現況地目 雑種地、面積 75㎡ 外1筆、合計面積 111㎡、受人 ____
____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。

昭和50年頃に住宅を建て、進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本森____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 460㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を倉庫及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町____、登記地目 田、現
況地目 畑、面積 12㎡ 外1筆、合計面積 32㎡、受人 ____、渡
人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和29年頃に住宅を建てた旨の始末書の提出があることから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町____、登記地目 田、
現況地目 畑、面積 268㎡ 外7筆、合計面積 1,870㎡、受人 ____
____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を分譲住宅用地とするものです。

許可証の交付は都市計画法29条との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

24ページをお願いします。

番号11、地区 長野、申請地 美里町北長野南谷____、登記地目 田、
現況地目 田・宅地、面積 479㎡ 外1筆、合計面積 827㎡、受人 ____
____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

昭和52年頃に先代が倉庫を建築し、資材置場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 安濃、申請地 安濃町内多見泥____、登記地目・現況

地目とも畑、面積 74㎡ 外4筆、合計面積 557㎡、受人 _____、
渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を倉庫及び通路用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

25ページをお願いします。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町荒木千田____、登記地目 田、
現況地目 畑、面積 102㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきましては議案第5号 番号2において、一体利用する土地に
ついてご審議いただきます。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町荒木西川原____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 500㎡ 外1筆、合計面積 793㎡、受人 _____
、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、381.6㎡、パネル設置率は、48.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 草生、申請地 安濃町中川南垣内____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 38㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

昭和61年10月頃から進入路として使用していた旨の始末書の提出があり
ますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 草生、申請地 安濃町草生日焼____、登記地目・現況
地目とも田、面積 1,206㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設及び管理用地とするものです。
パネル設置面積は、464.4㎡、パネル設置率は、38.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 草生、申請地 安濃町草生日焼____、登記地目・現況
地目とも田、面積 360㎡ 外1筆、合計面積 971㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設及び管理用地とするものです。
パネル設置面積は、464.4㎡、パネル設置率は、47.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 村主、申請地 安濃町浄土寺コメガイ____、登記地目
畑、現況地目 宅地、面積 176㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

令和5年9月26日に物干し及び物置を設置しコンクリートの土間とした旨
の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森_____、登記地目 畑、
現況地目 宅地、面積 161㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

令和2年9月頃から駐車場として使用していた旨の始末書の提出があります
ことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件で、面積は11,507㎡で、このうち田が6,545
㎡、畑が4,758㎡、その他が204㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認しまして、問題ないということでござ
います。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 雲出、お願いします。

下井委員 同じく、先般関係者と現地確認しまして、これも問題ないということです。
よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 神戸、番号4、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。11月8日に推進委員、譲渡人、受人の方と現地確認しまし
た。昭和58年に資材置き場ということで、これからきちんと管理していただ
くということで、大丈夫かなと思います。

4番、櫛形の方は代理人の方と推進委員の方と事務局でいろいろお話を伺っ
たところ、草刈りをして管理をしてもらっており、申告書では盛り土をする
ということですが、これを行わずにそのまま太陽光パネルを設置しても良いのか
な、というのが私の見解です。

議 長 番号5、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。11月8日に地元推進委員の方と現地を確認いたしました。
事務局説明の通りで、問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号6、地区 上野、お願いします。

喜多委員	8 番喜多です。事務局の説明通り、何ら問題ございませんのでよろしくお願い致します。
議 長	番号 7 から番号 1 0、地区 棕本、お願いします。
竹尾委員	9 番竹尾です。1 1 月 8 日に事務局、並びに推進委員の方と現地確認をしました。特に問題ないということでよろしくお願い致します。
議 長	番号 1 1、地区 長野、お願いします。
横山委員	1 3 番横山です。清水委員欠席のため代弁させていただきます。推進委員さんと現地確認して何も問題ないのでよろしくお願い致します。
議 長	番号 1 2、地区 安濃、お願いします。
平松委員	1 2 番平松です。事業拡大のため隣地を買いまして倉庫、通路にするということで問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。
議 長	番号 1 3、番号 1 4、地区 明合、お願いします。
平松委員	1 2 番平松です。番号 1 3 は住宅用地として親の近くに住むということで、問題ないと思います。 1 4 は耕作しにくい場所で、太陽光はしょうがないかな、ということで、問題ないかと思しますので、よろしくお願い致します。
議 長	番号 1 5 から番号 1 7、地区 草生、番号 1 8、番号 1 9、地区 村主、お願いします。
横山委員	1 3 番横山です。推進委員さんと事務局と現地確認させていただきました。何ら問題ないということで、よろしくお願い致します。
議 長	始末書付きが結構あったようで、ありがとうございました。番号 1 から番号 1 9 について、地元委員さんから、異議なしということでございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 4 号について、許可をすることに決定いたします。
議 長	次に議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	2 6 ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本北豊久野____、登記地目 田、現況地目 宅地・田、面積 6 2 4 m²、借受人 ____、貸渡人 ____。
これにつきましては、申請地を農業用倉庫及び資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明合、申請地 安濃町荒木千田____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 2 2 5 m²、借受人 ____、貸渡人 ____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 村主、申請地 安濃町川西廣見____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 6 4 m²、借受人 ____、貸渡人 ____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は1, 0 1 3 m²で、このうち田が8 4 9 m²で畑が1 6 4 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。11月8日に事務局、推進委員さんと現地確認をしました。特に問題なしという判断をしましたので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番横山です。推進委員さんと現地を確認いたしました。何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	27ページをお願いします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権でございます。 番号1、地区 高宮、申請地 美里町五百野外山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 385 m² 外1筆、合計面積 1, 403 m²、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、447.74 m²、メンテナンススペースと管理用通路用地を確保するため、パネル設置率は、31.9%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 高宮、申請地 美里町五百野外山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 484 m² 外1筆、合計面積 1, 542 m²、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、447.74 m²、一部が不整形地であることと、管理用通路用地を確保するため、パネル設置率は、29%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件で、合計面積は2, 945 m²で、すべて田でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、番号2、地区 高宮、お願いします。
横山委員	13番横山です。清水委員欠席のため、代弁させていただきます。推進委員さんと現地確認して、何ら問題ないということ、よろしくお願いします。
議 長	番号1、番号2について、地元委員さんから、異議なしという意見でございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	それでは異議なしと認め、議案第 6 号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 7 号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	28 ページをお願いします。 議案第 7 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町西南野 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 309 m²。 これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、申請地に昭和 56 年から事業用の駐車場兼資材置場として倉庫を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は 1 件で、合計面積は 309 m²、すべて畑でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5 番若林です。8 日に事務局と地元推進委員 3 名と現地確認さしてもらいました。何ら問題ないのでよろしくお願いします。
議 長	番号 1 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 7 号について、証明することといたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください

い。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で206, 364㎡畑の賃貸借、使用貸借で38, 842㎡、契約件数は62件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14, 954㎡、契約件数は6件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で120, 231㎡、契約件数は27件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20, 833㎡、畑の賃貸借で115㎡、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で21, 552㎡、契約件数は7件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて383, 934㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で38, 957㎡、合計契約件数は109件、合計面積は422, 891㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区33件、河芸地区5件、安濃地区17件、芸濃地区2件、美里地区5件で合計62件、合計面積は295, 614㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で56.8%、面積で69.9%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は3ページにあります1-20-2の外12件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございます。その案件からご審議をお願いします。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 整理番号1の20の2、ページ数は114ページでございます。ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

_____委員 入室をお願いいたします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時53分

令和5年11月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____